

実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湖西市	新居地区	R4年2月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	65.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.6ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【中之郷地区】

- ・井戸ポンプをパイプラインで各圃場に送水しているが、ポンプの維持管理に苦勞している。
- ・地元農業者が水田を耕作し維持してきたが、高齢等により土地所有者に返される水田が出てきた。
- ・水田から畑に転換する土地所有者もある。
- ・耕作放棄地の一部は原野、池沼化している田あり。

【内山地区】

- ・地区北側は湧水による棚田、町営圃場整備事業による水田が形成され、地元団体により多面的機能支払交付金を活用した農地維持活動を行っている。
- ・地区南側は耕作放棄地が増大している。
- ・用水路により取水している。

【浜名地区】

- ・地区南側は主に砂地の畑で、土地所有者による耕作が主だが、農地1筆が小規模のため相続未登記の土地も多くあり、中間管理、利用権などの権利設定が困難となっている。
- ・地区西側は主に畑で、観光農園を中心に施設野菜(イチゴ)が盛んである。
- ・地区東側は主に水田で、他地区からの中心経営体1農家による入作と土地所有者による自作が主だが、高齢により耕作者は減少している。
- ・用水路及び自作の井戸ポンプにより取水している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【中之郷地区】

地域内中心経営体に集積・集約を図るとともに、地域外の中心経営体に集積を図る。

【内山地区】

地元団体での農地維持活動を続けるとともに、地域外の中心経営体に集積・集約を図る。

【浜名地区】

田：地域外中心経営体に集約する。

畑：地域内中心経営体に集積・集約を図るとともに、地域外の中心経営にも集積を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1 認定		施設野菜・水稲・露地野菜	0.8 ha	施設野菜・水稲・露地野菜	0.9 ha	
2 認定		水稲・施設野菜	0.6 ha	水稲・施設野菜	0.5 ha	
3 認定		施設野菜	0.4 ha	施設野菜	0.6 ha	
4 認定		水稲・露地野菜	9.2 ha	水稲・露地野菜	9.9 ha	他地区あり
5 認定		露地野菜・施設野菜	1.0 ha	露地野菜・施設野菜	3.7 ha	他地区あり
6 認定		養豚	— ha	養豚	— ha	他地区あり
7 認定		養豚	— ha	養豚	— ha	他地区あり
計	7経営体		12.0 ha		15.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【中心経営体に集積・集約を図るために】

- ・畑：浜名地区南側について、相続等を促し、中間管理、利用権等による権利設定を促進する。
- ・田：荒廃農地等再生が難しい農地について、地区の営農状況により畑地化、非農地化を進める。

【地域内で農業を継続するために】

- ・地区内の中心経営体(認定農業者)が少ないため、地域外の法人等の中心経営体に集積・集約を図っていく。